

兵庫県公報

平成21年11月4日 水曜日 第2130号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	1
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部改正（水産課）	2
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	2
公 告	
○ 平成21年度兵庫県薬事功労者表彰（薬務課）	2
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	2
正 誤	
○ 平成21年3月31日付け兵庫県公報第2号外中	4

告 示

兵庫県告示第1132号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、高砂市及び西脇市（黒田庄町の区域を除く。）の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成21年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
高砂市	平成22年1月14日（木）から同年2月10日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
西脇市 （黒田庄町の区域を除く。）	平成22年2月16日（火）から同月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で別に通知する期日	

兵庫県告示第1133号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

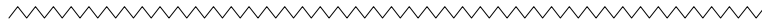
平成21年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- 2 調査を行った期間

平成19年7月から平成21年3月まで

- 3 成果の名称
神河町（大字寺前の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
神崎郡神河町大字寺前の一部
- 5 認証年月日
平成21年10月20日



兵庫県告示第1134号

平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成21年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中「苧屋加入区 苧屋漁業協同組合」を削る。



兵庫県告示第1135号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
三田市上青野字笹ヶ瀬1212の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

公 告

平成21年度兵庫県薬事功労者表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第4号の規定により、平成21年10月19日に次の者を表彰した。

平成21年11月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 氏名及び住所
 - 大 澤 泰 輔 姫路市
 - 五 嶋 睦 夫 姫路市
 - 高久保 佳 秀 神戸市東灘区
 - 田 中 浩 一 大阪府豊中市
 - 中 西 伸 明石市
 - 西 村 元 延 堺市
 - 西 脇 昌 子 伊丹市
 - 藤 本 善 一 篠山市
 - 松 本 憲 和 西宮市
 - 安 田 隆 司 奈良県高市郡高取町
- 2 功績内容
永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第115号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する

個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、指定及び既に指定した施設の指定を取消した旨並びに既に指定した施設の名称に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年11月 4日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

表新温泉町の項中

「

新温泉町	新温泉町多目的集会施設	新温泉町浜坂2673－ 1
------	-------------	---------------

」

を

「

新温泉町	新温泉町浜坂多目的集会施設	新温泉町浜坂2673－ 1
------	---------------	---------------

」

に、

「

新温泉町二日市ふれあいセンター	新温泉町二日市924－ 1
新温泉町赤崎コミュニティ消防センター	新温泉町赤崎87－ 1

」

を

「

新温泉町二日市ふれあいセンター	新温泉町二日市924－ 1
-----------------	---------------

」

に、

「

新温泉町八田コミュニティセンター研修室	新温泉町千谷850
---------------------	-----------

」

を

「

新温泉町八田コミュニティセンター研修室	新温泉町千谷850
新温泉町サンシーホール浜坂	新温泉町浜坂1903－ 1
七釜ふれあいセンター	新温泉町七釜790
歌長公民館	新温泉町歌長348－ 1
竹田公民館	新温泉町竹田466－ 1
塩山公民館	新温泉町塩山855－ 1
宮脇公民館	新温泉町宮脇193
内山公民館	新温泉町内山763
海上公民館	新温泉町海上1214－ 6
岸田公民館	新温泉町岸田312－ 4

」

に改める。

正 誤

○平成21年3月31日付け（兵庫県公報第2号外）

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（平成21年兵庫県規則第25号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
26	上から2	(4) 病性鑑定家畜焼却手数料	(4) 病性鑑定家畜焼却手数料 別表第1使用料及び手数料徴収条 例に基づく手数料(同条例別表第2に 掲げるもの)の項2(3)及び(4)を削 る。